

2019.02.01

PL レポート(製品安全) <2018 No.11>

■「PL レポート(製品安全)」は原則として毎月第1営業日に発行。製造物責任(Product Liability: PL)や製品安全分野における最近の主要動向として国内外のトピックスを紹介します。

国内トピックス：最近公開された国内の PL・製品安全に関する主な動向をご紹介します。

ONITE がスプレー缶の事故に注意を促すプレスリリースを発表

(2018 年 12 月 26 日 製品評価技術基盤機構)

独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)は12月26日、スプレー缶の事故に関する注意喚起のプレスリリースを発表しました。本プレスリリースは、札幌市でスプレー缶が引火爆発した事故や、同じ頃に名古屋市でスプレー缶本体が加熱されて破裂した事故が発生したことを受け、改めてスプレー缶の正しい取扱方法を周知し、事故を未然に防ぐことを目的としたものです。

スプレー缶には、誤使用を防ぐための注意表示が義務付けられています。このような表示があっても事故が起こる背景には、「注意事項を読まない」、「注意事項は読むが、自分なりの解釈をする」など使用者側に起因する問題がある点も指摘されます。

このように、注意表示が適切に行われているものの、注意表示の内容に反した誤使用によって生じる製品事故は少なくありません。

事業者としては、製品の使用方法について適切な使い方や禁止事項の情報を提供するだけでなく、使用者による誤解や安全に関する情報が正しく伝わらない場合も念頭に置きつつ、「誤使用を起こさせない製品」、「誤使用に対する安全防護策が施されている製品」等の設計・開発が求められているといえます。

その際ポイントとなるのが、使用者における誤使用の想定となりますが、その際特に留意すべき事項としては以下が挙げられます。

- ・ 使用者における習慣の違い
- ・ 使用者の変化
- ・ 使用環境の変化
- ・ 事業者が指示するプロセスの不順守
- ・ 同時並行で行う複数の行為
- ・ 動植物の介入(虫を含む)
- ・ 製品寿命以降の使用

その上で、モニターテストの実施や第三者のアドバイスも併用しながら多様な視点で検討していくことが、誤使用による事故の未然防止に有効です。さらに、現在の注意表示の内容や表記方法について更に工夫の余地がないかどうかをレビューすることも大切となります。

出所：NITE のプレスリリース

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2018fy/prs181226.html>

海外トピックス：最近公開された海外の PL・製品安全に関する主な動向をご紹介します。

○インディアナ州最高裁が PL 訴訟において「誤使用の抗弁」を認める

(2018 年 11 月 1 日 米国インディアナ州最高裁)

米国インディアナ州最高裁は年 11 月 1 日、電動工具による負傷事故に起因した PL 訴訟において、原告の誤使用が事故の原因であり、製造者はそのような誤使用を合理的に予見できなかったとして、いわゆる「誤使用の抗弁」の成立を認めました。

州最高裁レベルにおいて「いかなる状況下における、どのような誤使用が、合理的に予見不可能な誤使用といえるか」の判断が示された事例として紹介します。

1. 事案の概要

原告は、被告の製品であるエアダイグラインダーという研磨などに用いられる電動工具(以下「本件工具」)を使用し、トラックのヘッドライト周辺を切削する作業を行っていたところ、本件工具から回転式の砥石が外れ、頬と目に当たった結果、左目を失明しました。

事故当時、原告は説明書の指示に反して、安全めがねを着用せず、かつ保護カバーを取り付けずに砥石を使用し、かつ砥石の回転数は説明書の規定値を逸脱するものでした。

原告は、設計上の欠陥および指示・警告上の欠陥を主張し、製造物責任に基づく損害賠償を求めました。これに対し被告は、原告は説明書の指示に従わず誤った使い方をしたと主張し、「誤使用の抗弁」の成否が主要な争点となりました。

2. 裁判所の判断

州最高裁は「誤使用の抗弁」が認められるためには、次の事実を立証する必要があることを明らかにしました。

- ① 使用者の誤使用が損害の原因であること
- ② そのような誤使用が合理的に予見できないものであること

州最高裁は要件①について、少なくとも原告が砥石の保護カバーを付け、かつ安全めがねを着用していれば負傷は避けられたとし、原告が説明書の指示に従わなかったことが負傷(損害)の原因であるとししました。

その上で、「安全めがねを使用しない」、「保護カバーを付けず砥石を使用する」、「既定の回転数を超えて砥石を使用する」の、3 つすべてが重なる態様で使用者が指示を無視することをメーカーは合理的に予見できなかったとして、要件②の成立も認め、原告の主張を退けました。

3. 本事案のポイント

インディアナ州では成文法としての PL 法が存在し、「誤使用の抗弁」が明文化されています。本件ではこの抗弁が認められるための具体的な要件が争点となったものですが、同州最高裁は、

- ① 1 つひとつの誤使用はともかく、全てが重なった場合は合理的に予見不能である。
- ② 同州 PL 法の「誤使用の抗弁」は絶対的な免責事由を定めたものと解釈すべきであり、過失相殺適用の余地はない。

として、事実審における被告勝訴の略式判決を支持し、原告の請求を棄却したものです。

「誤使用の抗弁」はインディアナ州 PL 法独自のものではなく、同様の考え方は全米各州で採用されています。

本事例は、メーカーが合理的に予見される誤使用をくまなく洗い出し、しかるべきリスク低減策を重層的に講じていれば、被害者の指示・警告への違反の程度が高いケースについて、「誤使用は予見不能」との司法判断を引き出し得ることを示すものとして参考になります。

出所：JUSTIA US Law

<https://law.justia.com/cases/indiana/supreme-court/2018/18s-ct-548.html>

○NHTSA が自動車安全技術開発における法規制適用除外の運用について最終案を公表

(2018 年 12 月 18 日 米国国家道路安全局)

米国国家道路安全局 (National Highway Traffic Safety Administration : NHTSA) は 12 月 18 日、先進的な安全技術を伴う車両の開発に関し、安全関連法規制の適用除外の運用に係る最終案を公表しました。

自動車の安全に関わる規制を定めた米国連邦自動車安全基準 (Federal Motor Vehicle Safety Standard : FMVSS) では、現在、研究と開発が急速に進んでいる車両への新技術が不適合と見做されてしまうものが少なくなく、新技術の開発を進めていく上で、当該規制が障害となっていました。

最終案において、NHTSA は、規制の適用除外を判断するにあたり、申請内容が安全性の向上等の社会的利益と法規制の目的に合致していることを総合的に審査するとともに、以下の 4 点の条件のいずれかを満たしていることを確認するとしています。

- ・新技術を法規制に適合させようとすると、製造事業者が多額の費用負担が必要となる場合
- ・適用除外を認めることにより、現行の法規制適合車両と同等もしくはそれ以上の水準の安全性を実現する新技術の開発や調査が容易に行える場合
- ・適用除外を認めることにより、当該車両の安全性の水準を低下させることなく、エンジンの排出ガス低減を実現するための開発や調査が容易に行える場合
- ・適用除外が必要な車両を、法規制に適合するように仕様を変更して市場に供給すると、その車両の総合的な安全性が変更前の車両より劣る可能性のある場合

自動車産業に限らず、新技術の開発を成功させるには、その技術の導入過程で生じる安全上の課題を、事業者と行政がどのように調整・共有して受け入れるのが重要なポイントとなります。

米国と日本・欧州では自動車の認証システムにそれぞれ違いがありますが、どの地域においても、自動運転技術の開発促進を目的とした規制緩和や特区の制定などが進んでいます。自動車製造事業者はもとより、自動運転に関わる部品やシステムの開発・製造に関与する事業者は、行政及び社会が求める最低レベルの安全水準を正しく理解し、かつ、自社製品の安全性のレベルについて適正な方法で評価したうえで開発を進める必要があります。

出所：本プレスリリース

<https://www.nhtsa.gov/press-releases/nhtsa-issues-final-rule-streamline-petition-process-advance-transportation-safety-and>

○ブラインド等の安全に関する自主規格が施行される

(2018 年 12 月 18 日 米国消費者製品安全委員会)

米国消費者製品安全委員会 (Consumer Products Safety Commission : CPSC) は、2018 年 1 月に制定されたブラインドやシェード等 (以下、ブラインド等) の安全に関する自主規格 ANSI/WCMA A100-2018 (Standard for safety of window covering products 以下、「本規格」) が 12 月 15 日付けで施行されたと発表しました。

本レポートでも何度か取り上げているように、ブラインド等のひも (コード) が子どもの首に絡まる事故は、国内外ともに少なからず発生しています。

こうした背景から、ブラインド等の窓周り製品を扱う業界団体 (Window Covering Manufacturer Association : WCMA) は、CPSC と協調しながら議論を進め、2018 年 1 月に本規格を制定しました。

本規格の施行により、今後米国内で販売されるブラインド等は、ひも無し (コードレス) タイプか、短いひも、あるいは子どもがひもを触りにくいタイプのみとなることになります。

ただし、高齢者や障がい者等、上記では操作が難しいケースも考えられるため、特注品については上記以外も許容されますが、その場合でも標準設定のひもの長さをブラインド全閉時の全高の 40% 未満とすることが規定されています (従来は規定無し)。

また、警告の表示方法についても、ひもに絡まって子どもの首が絞まっている図を入れるなど、具体的な要求事項が規定されています。

WCMA によれば、本規格は世界で最も厳しいものであり、本規格の施行により米国内で販売されるブラインド等の 8 割超がひも無し等のタイプになるであろうと予想しています。

米国の業界では、本規格にしたがった対応が昨年より始められており、大きな混乱は無いと思われますが、今後は米国に輸入されるブラインド等も本規格に適合していることが求められますので、日本の製造事業者においても注意が必要です。

また本規格は、警告表示を具体的に要求しながらも、それに頼ることなく、コードが子どもの首に絡まるというハザード (危険源) の除去を要求しており、ISO/IEC Guide51 (安全側面規格への導入指針) に規定されている本質的な安全設計 (Inherently safe design) の考え方が反映されています。

ブラインド等に限らず、消費者の誤使用を避けるために、警告表示や取扱説明書への記載で済ませるケースが現在でも散見されますが、本規格のように本質的な安全設計を行うことが何よりも優先されることを改めて認識する必要があるといえます。

出所 : CPSC のプレスリリース

<https://www.cpsc.gov/Newsroom/News-Releases/2019/Updated-Voluntary-Window-Covering-Safety-Standard-Takes-Effect-Go-Cordless>

ANSI/WCMA A100-2018 (閲覧のみ)

https://www.wcmanet.org/pdf/WCMA-A100-2018_FINAL.pdf

以上

文責 : リスクマネジメント第三部 製品安全グループ

MS & AD インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

【製品安全／PL・リコール対策関連サービスのご案内】

- ・市場のグローバル化の進展・消費者の期待の変化に伴いしかるべき PL・リコール対策、そして、製品安全の実現は企業の皆様にとってはますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、製品安全に関する態勢構築・整備、新製品等個別製品のリスクアセスメントや取扱説明書の診断、PL・リコール対策など、多くの企業へのコンサルティング実績があります。さらに、経済産業省発行の「製品安全に関する事業者ハンドブック」「消費生活用製品のリコールハンドブック 2016」などの策定を受託するなど、当該分野に関し、豊富な調査実績もあります。
- ・弊社では、このような実績のもと、製品安全実現のための態勢整備、個々の製品の安全性評価、製品事故発生時の対応に関するコンサルティング、情報提供、セミナー等のサービスメニュー「PL MASTER」をご用意しております。
- ・製品安全／PL・リコール関連の課題解決に向けて、ぜひ、「PL MASTER」をご活用ください。

PL Masterメニュー

I. マネジメントシステム構築・運営

1. 製品安全管理態勢の構築支援
2. リスクアセスメント態勢の導入支援

II. 製造物責任予防(PLP)対策

1. 製品安全診断
2. 取扱説明書診断

III. 製造物責任防衛(PLD)対策

1. PL事故対応マニュアルの策定
2. リコールに関する緊急時対応計画の策定

IV. 教育・研修

1. 製品安全セミナー(講義型)
2. リスクアセスメント導入研修(ケーススタディ型)
3. PL事故・リコール対応シミュレーショントレーニング

V. 調査研究・情報提供

1. 判例・事故例の調査分析
2. 各国の生産物賠償法一覧の提供
3. 各種リスクマネジメント情報の提供

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、MS & AD インターリスク総研 リスクマネジメント第三部製品安全グループ (TEL. 03-5296-8974)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & AD インターリスク総研 2019